

平成20年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年3月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成20年3月10日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年3月10日	13時37分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
	7番	一万田裕伸	欠	14番	酒井恵明	出
会議録署名議員		9番	大山軍太		10番	松石信男
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 宮原 昭		（事務局長補佐） 古賀初美		（書記） 毛利博司
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		保育園長		古賀芳博
	副町長	古賀徳實		福祉課長		岩坂唯宜
	教育長	松隈亞旗人		生活環境課長		平野 勉
	会計管理者	佐藤吉博		経済課長		吉浦茂樹
	総務課長	大石 実		建設課長兼 下水道課長		古賀敏夫
	企画課長	小野龍雄		学校教育課長		高木英文
	財政課長兼 税務課長	安永靖文		生涯学習課長		内山敏行
	住民課長	毛利俊治				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町政報告
日程第 4	第 1 号議案	基山町課設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について
日程第 5	第 2 号議案	基山町後期高齢者医療に関する条例の制定について
日程第 6	第 3 号議案	基山町議会委員会条例の一部改正について
日程第 7	第 4 号議案	基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一 部改正について
日程第 8	第 5 号議案	基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改 正について
日程第 9	第 6 号議案	基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一 部改正について
日程第10	第 7 号議案	基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について
日程第11	第 8 号議案	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第12	第 9 号議案	町道の路線の廃止について
日程第13	第10号議案	町道の路線の認定について
日程第14	第11号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
日程第15	第12号議案	平成19年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第16	第13号議案	平成19年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第17	第14号議案	平成19年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）
日程第18	第15号議案	平成19年度基山町下水道特別会計補正予算（第 5 号）
日程第19	第16号議案	平成20年度基山町一般会計予算
日程第20	第17号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第21	第18号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計予算
日程第22	第19号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	第20号議案	平成20年度基山町下水道特別会計予算

日程第24	報告第1号	基山町土地開発公社の業務報告について
日程第25	報告第2号	寄附（金・物品）の報告について
日程第26	第21号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について

～ 午前 9 時 30 分 開会 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成20年第 1 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、大山軍太議員と松石信男議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より26日までの17日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第 3 . 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。町政報告を申し上げます。

本日は、平成20年第 1 回定例町議会をお願いいたしましたところ……

議長（酒井恵明君）

町長。（「その前に……」と呼ぶ者あり）その前に、町政報告の前に……

町長（小森純一君）続

そうですね。その順番をどういたしましょうか。

議長（酒井恵明君）

いや、それがいいです。あいさつ……

町長（小森純一君）続

それがよろしゅうございましょうか。はい。

それじゃあ、私、2期目、本日第1回の議会ということで、町政報告に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げることをお許しをいただきたいというふうに思います。

2月に行われました町長選挙におきまして、2度目の当選をさせていただきました。無投票ということで、皆様方を初め町民の方々の御信任に厚く感謝申し上げますとともに、その責任の重さを強く感じておるところでございます。これからまた新たな気持ちを持って町政に取り組んでまいりたいというふうに覚悟を決めておるところでございます。

私は今回の選挙に際しまして申し上げてきたことは、基山町のこれまでと現状認識、そしてこれからどういう町にするかというビジョンでございました。これまで基山町は先進計画的に事業を行い、順調に発展してきたと考えております。そして、大切なのは、この先どのような町にしていくかということだと思います。私が思うこれから基山町があるべき姿は、活力と自然環境のバランスがとれた快適住空間の町だと思います。それには、今ある利便性、自然、人材、社会資本等をフルに活用し、さらに福祉、教育を充実することによって、住みやすい、住みたい町にするということでございます。具体的施策につきましては、さきに出しましたマニフェストにも書いておりますし、また一般質問でも若干触れると思いますので、ここでは申し上げます。国そして地方自治体の財政困難が予測される先行き不透明な今の時代、このようなまちづくりを行うには、やはり議会、住民、行政が一体となって取り組むこと、協働が必要だと思います。どうか御理解いただき、また御支援をよろしく願いを申し上げまして、お礼とお願いのあいさつとさせていただきます。

それでは、町政報告に入らせていただきます。

本日は、平成20年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には大変御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町課設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、基山町後期高齢者医療に関する条例の制定について、基山町議会委員会条例の一部改正について外5件、町道の路線の廃止について、町道の路線の認定について、佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について並びに平成19年度基山町一般会計補正予算（第6号）、平成

19年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、平成19年度基山町老人保健特別会計補正予算（第4号）、平成19年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）、平成20年度基山町一般会計予算、平成20年度基山町国民健康保険特別会計予算、平成20年度基山町老人保健特別会計予算、平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、平成20年度基山町下水道特別会計予算等についてお願いいたしております。また、会期中、地方税法の一部を改正する法律に伴う基山町税条例の一部改正について及び基山町国民健康保険条例の一部改正についての追加議案をお願いしたいと思っております。しかしながら、国会の審議いかんによっては会期内に議案提出ができない場合もありますので、その場合は内容を説明して専決処分をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。

春の全国火災予防運動が3月1日から3月7日まで行われましたが、それに先立ち、2月22日に町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火パレードが行われました。消防関係者を含め約250人により、JA基山支所から基山町総合体育館までパレードを行い、火災予防の啓蒙に努めました。また、春季防火訓練を3月2日に、第3部管内の小林地区で地区住民多数の参加を得て、初期消火訓練及び地域ぐるみの火災防火訓練を行いました。さらに、第2区公民館において、社会福祉協議会並びに日本赤十字社によるエアテントの設置、災害食づくり、簡単な救急法も実施しました。当日は、基山町消防団、鳥栖・三養基消防事務組合、区長会、女性防火クラブなど多数の関係者の協力により、大きな成果を上げることができました。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

12月9日、2007ふ・れ・あ・いフェスタを役場中心とした会場で開催いたしました。ことは第5回目で、地域間、世代間の交流を図ることを目的に、自然、環境、健康、交流の4つのテーマに沿ったさまざまなイベントを催しました。天候に恵まれ、多くの人でにぎわい、大盛況のうちに無事に終わることができました。また、ごみの減量と再利用の啓発活動としてリサイクルバザーとオークションを行い、家具や日用品等約500点の提供があり、111,760円の収益がありました。収益金は基山町社会福祉協議会と独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金に寄附いたしました。

次に、基山町協働のまちづくり支援自販機は、公共用地内や公共施設内に11台を設置し、

本年度の基金額は915,706円となっております。

次に、基山町まちづくり条例につきましては、昨年12月までに、職員、地域、NPO等を中心にワークショップによる学習会を開催し、本年1月より町民会議を開催し、他市町条例を参考に、まちづくり条例の内容について意見を伺っております。

次に、基山町地域エネルギービジョン策定業務につきましては、第4回の策定委員会と先進地調査を開催し、事業報告書を取りまとめることができました。

次に、国民健康保険事業についてでございます。

国民健康保険表彰規程に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、国民健康保険事業の安定的な運営に貢献された方86名を2007ふ・れ・あ・いフェスタ開催時に記念品を贈り表彰しました。

次に、障害福祉についてでございます。

聴覚障害や言語障害のある方の福祉増進と社会参加促進のため、昨年の10月1日から基山町聴覚障害者等コミュニケーション支援事業を開始しました。ことし1月末までの実績といたしましては、病院受診や警察署の手続関係等の手話通訳派遣が12件、役場窓口での相談や手続関係の手話通訳者設置事業として13件っております。

次に、宝満環境センター運転業務についてでございます。

平成18年から建設に着手しておりました宝満環境センター新規施設はほぼ竣工し、現在試運転を行っています。新規施設運転管理業務につきましては、熱回収施設はJFE環境ソリューションズ株式会社、リサイクルセンターは極東開発工業株式会社に委託することになりました。また、新規施設建設にあわせて募集していた愛称はクリーンヒル宝満と決まり、直接搬入されるごみの宝満環境センター施設使用料が改定され、平成20年4月1日から施行されることになりました。

次に、農業振興についてでございます。

米まつりを2007ふ・れ・あ・いフェスタ（自然エリア）で開催し、米すくい、きねつきもちの販売、農産物品評即売会及び佐賀県産牛肉販売などがあり、地元のおいしい食材を求め、大盛況のうちに、消費者と生産者が触れ合う親交を深めることができました。

次に、企業誘致についてでございます。

基山町大字長野350番地1（敷地面積2,383.09㎡）への進出協定を1月31日に締結いたしました。進出企業の概要は次のとおりでございます。企業名、株式会社松野金型製作所。本

社、大阪府東大阪市新庄東4番10号。代表者、代表取締役社長松野行秀。資本金10,000千円。建物、既存の工場を改造し、一部2階、鉄骨平家建てでの操業でございます。

次に、道路関係の工事についてでございます。

建工19交第4号基山駅広場整備（歩道屋根）工事につきましては、平成19年12月22日から平成20年3月21日までの工期で、有限会社堀田工務店が18,060千円で請負、施工しております。現在の出来高は95%でございます。

建工19交第5号灰塚2号線道路改良工事につきましては、平成19年12月22日から平成20年3月21日までの工期で、有限会社飛松建設が16,800千円で請負、施工しております。現在の出来高は95%でございます。

建工19交第7号神の浦11号線道路改良工事につきましては、平成19年12月22日から平成20年3月25日までの工期で、株式会社近藤が9,219千円で請負、施工しております。現在の出来高は95%でございます。

次に、教育委員会関係についてでございます。

春の県体として、第48回都市対抗県内一周駅伝大会が2月15日から17日まで行われました。三養基郡の代表として、監督、コーチ以下33名（うち基山町から19名）の選手の方が選抜されました。1けた台を目標に選手一丸となって各区间で活躍した三養基郡チームは、目標どおりの累計9位の成績で、昨年のタイムを40分02秒も短縮して躍進賞に輝きました。

次に、下水道事業についてでございます。

下水道事業の発注及び進捗状況は別紙のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。（「議長、ちょっと町政報告に対してちょっとお尋ねですけど、今、町政報告、町長されましたけど……」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。（「ちょっと内容の整合性に、ちょっと問題があるんじゃないかと思っておりますけど。先ほどですね……」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

～午前9時51分 休憩～

～午前9時52分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第4～25 第1号議案～第20号議案、報告第1号～報告第2号

議長（酒井恵明君）

日程第4．第1号議案より日程第23．第20号議案まで、並びに日程第24．報告第1号、日程第25．報告第2号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第1号議案 基山町課設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてより順次提案理由の説明をいたします。

まず、本条例につきましては、基山町行政改革実施計画に基づく組織機構改革に伴い、基山町課設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要性が生じたため御提案をいたしております。

内容につきましては、組織機構改革に伴い課名を変更したため制定するものでございます。

第2号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございます。

提案理由、高齢者の医療の確保に関する法律及び佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の施行に伴い、基山町後期高齢者医療に関する条例を制定する必要性が生じたため御提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第4号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由、健康保険法等の一部改正により後期高齢者医療制度が制定されることに伴い、基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例を改正する必要性が生じたため御提案いたしております。

内容につきましては、第2条第4号に「キ 高齢者医療の確保に関する法律」を加え、第2条第5号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改めるものでございます。

次に、第5号議案 基山町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由、健康保険法等の一部改正により後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要性が生じたため御提案いたしております。

内容につきましては、第4条第2号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律の後期高齢者医療制度の規定により医療費の給付を受ける者」に改めるものでございます。

第6号議案 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、健康保険法等の一部改正により後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を改正する必要性が生じたため御提案いたしております。

内容につきましては、第2条を全文改正し、第4条中「または老人保健法による医療費の給付」を削るに改めるものでございます。

第7号議案 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、中小企業の資金調達の円滑化及び小口資金融資制度の利用促進を図るため、基山町中小企業小口資金融資条例を改正する必要性が生じたため御提案いたしております。

内容につきましては、「貸し付けの限度額6,000千円」を「貸し付けの限度額、運転資金6,000千円、設備資金8,000千円とし、運転資金と設備資金をあわせて貸し付ける場合は8,000千円とする」に改め、「貸し付けの期間、運転資金60カ月以内、設備資金84カ月以内」を「貸し付けの期間、運転資金60カ月以内、設備資金120カ月以内とし、運転資金と設備資金をあわせて貸し付ける場合は120カ月以内とする」に改めるものでございます。

それから、第8号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、知的障害福祉法の一部改正により知的障害者援護施設に関する規定が廃止され、助成の対象となる施設がなくなったため、基山町知的障害者援護施設入所者の負担金助成条例を廃止する必要性が生じたため御提案いたしております。

第9号議案 町道の路線の廃止についてでございます。

旧国道線、小倉字下桜町956地先から小倉字野副945 - 3地先まで、下桜町線、小倉字本桜町957 - 1地先から小倉字北桜町968 - 11まで、会田1号線、長野字長ノ原731 - 1 - 3地先から長野字会田776 - 3地先まで、長の原3号線、長野字長ノ原730 - 2地先から長野字長ノ原728地先まで、実松高下線、小倉字箱町506 - 2地先から小倉字高下411 - 7地先まで、5路線の廃止を提案いたしております。

次に、第10号議案 町道の路線の認定についてでございます。

旧国道線、小倉字野副945 - 1地先から小倉字下桜町968 - 11まで、会田1号線、長野字長ノ原728地先から長野字会田775 - 1地先まで、実松高下線、小倉字高下402 - 5地先から小倉字高下400 - 29地先まで、3号線の認定を御提案いたしております。

次に、第11号議案でございます。佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてでございます。

提案理由といたしましては、組織団体の数の増加及び組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けることになっており、その協議については関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため御提案をいたしております。

第12号議案 平成19年度基山町一般会計補正予算（第6号）でございます。

これにつきましては、現計予算5,724,143千円に今回182,407千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額5,541,736千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第13号議案 平成19年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

これにつきましては、現計予算1,809,512千円に今回10,824千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額1,820,336千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第14号議案 平成19年度基山町老人保健特別会計補正予算（第4号）でございます。

これにつきましては、現計予算2,007,423千円に今回171,136千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額1,836,287千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第15号議案 平成19年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）でございます。

これにつきましては、現計予算784,791千円に今回2,268千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額782,523千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第16号議案 平成20年度基山町一般会計予算、第17号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計予算、第18号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計予算、第19号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、第20号議案 平成20年度基山町下水道特別会計予算につきましては、お手元に差し上げております基山町各会計予算編成方針を朗読申し上

げて提案の理由にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お待たせいたしました。済みません。基山町一般会計予算編成方針について申し上げます。

国の平成20年度概算要求基準においては、平成20年度予算は、平成18年7月に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本計画2006に示された平成22年度までの歳出改革を軌道に乗せる上での極めて重要な予算であり、これまでの健全財政化の努力を今後とも継続し、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととされたところです。

一方、現下の地方財政は、平成19年度末の借入残高が199兆円に達する見込みであり、また近年、地方交付税の大幅な削減が続いていることなどにより、極めて厳しい状況にあり、その健全化を図っていくことが最大の課題とされているところです。このような情勢の中、本町の起債残高は、義務教育施設整備事業債、臨時財政対策債の借り入れにより、66億円程度になるものと見込んでおります。

平成20年度予算編成に当たっては、厳しい財政の中、行政改革大綱の推進を図るとともに事業の見直しを図り、必要性、優先性、費用対効果を十分に考慮し、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、節度ある財政運営を基本に行いました。

歳入歳出予算額は6,185,262千円で、前年に比べて818,185千円の増となっております。

以下、歳入歳出予算の概要について説明いたします。

平成20年度の歳入歳出予算総額を平成20年1月1日現在の人口1万8,326人の1人あたりに換算すれば、約338千円となり、使用目的別にすれば次表のとおりとなります。

表につきましてはお目通しをください。

まず、歳入について。

1 町税

最近の社会経済状況を見ると、企業の設備投資、輸出の好調さにより、回復基調にあると言われているものの、雇用情勢の改善、賃金の本格回復は期待できない状況にあります。このような中、予算編成段階では的確な把握が困難でありますので、前年度の実績等を勘案して計上いたしております。

(1) 個人住民税

雇用情勢に厳しいものがあり、依然として先行き不透明であるため、個人所得の伸びを見込むことは難しい状況であります。実績を勘案し、前年度に比べ12,808千円減の853,119千

円で計上いたしております。

(2) 法人町民税

設備投資と並んで景気を牽引している輸出も依然好調であると言われていますが、業種間、企業間にばらつきが多く、地域間景況感格差等により増収が見込めない状況にありますので、平成19年度の年税額の実績見込みを基礎にして、前年度に比べ1,472千円減の185,181千円で計上いたしております。

(3) 固定資産税

概要調書及び平成19年度の課税標準を基礎とし、前年度に比べ309千円増の1,150,809千円で計上いたしております。

市町村交付税については、九州森林管理局長、佐賀県知事から提出された資料を基礎として算出し、1,019千円を計上いたしております。

(4) 軽自動車税

最近の課税実績等を勘案し、前年度に比べ284千円増の29,746千円を計上いたしております。

(5) 町たばこ税

最近の課税実績等を勘案し、課税対象売り渡し本数を基礎として、前年度に比べ2,985千円減の126,106千円で計上いたしております。

(6) 入湯税

最近の入湯客数を勘案し、前年度に比べ420千円増の1,260千円で計上いたしております。

2 地方譲与税

地方譲与税は、自動車重量譲与税と地方道路譲与税がありますが、いずれも過去の実績等により計上いたしております。

3 利子割交付金

県税の利子割収入額から一定割合を県から交付されるもので、前年度に比べ4,073千円の増額計上をいたしております。

4 配当割交付金

県税の配当割収入額から一定割合を県から交付されるもので、前年度に比べ1,151千円の増額計上をいたしております。

5 株式等譲渡所得割交付金

県税の株式等譲渡所得割収入額から交付されるものですが、前年度に比べ1,370千円の減額で計上いたしております。

6 地方消費税交付金

県から一定割合で交付されるものであり、県の予算等を勘案し、前年度に比べ9,091千円の減額で計上いたしております。

7 自動車取得税交付金

県の予算等を参考に、前年度に比べ557千円減額で計上いたしております。

8 地方特例交付金

児童手当対象年齢引き上げに伴う地方負担分として交付される地方特例交付金は、昨年度に比べ2,554千円の増額で計上いたしております。また、恒久的減税の廃止に伴う経過措置として交付される特別交付金は、前年度に比べ7,596千円の減額で計上いたしております。

9 地方交付税

普通交付税は、前年度に比べ8,847千円の増額で計上いたしております。主な要因は、基準財政需要額に地方再生対策費が設けられたことによるものです。

特別交付税は、普通地方公共団体の特殊事情により交付されるもので、推計が困難なために、前年度と同額の40,000千円で計上いたしております。

10 交通安全対策特別交付金

過去の実績を参考に、559千円の増額で計上いたしております。

11 分担金及び負担金

前年度に比べ3,339千円の増額計上いたしております。主なものは、保育料現年度分等の増によるものです。

12 使用料及び手数料

前年度に比べ319千円の減額計上をいたしております。主なものは、ごみ収集処理手数料等の減によるものです。

13 国庫支出金

前年度に比べ211,963千円の増額計上をいたしております。主なものは、基山小学校改築に伴う公立学校施設整備費負担金、安全・安心な学校づくり交付金等の増によるものです。

14 県支出金

前年度に比べ1,249千円の増額計上をいたしております。主なものは、魅力あるさが園芸

農業確立対策事業補助金等の増によるものです。

15 財産収入

基金利子の増等により、1,311千円の増額計上をいたしております。

16 寄附金

まちづくり寄附金1,800千円を新たに計上いたしております。

17 繰入金

前年度に比べ167,802千円の減額計上をいたしております。財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金からの繰り入れによって財源調整を図りました。

18 繰越金

前年度剰余金の繰り越しのため当初予算では見込みにくいため、前年度同様の額を計上いたしております。

19 諸収入

前年度に比べ7,804千円の増額計上をいたしております。主なものは、介護保険組合受託事業等の増によるものです。

20 町債

前年度に比べ778,677千円の増額計上をいたしております。主なものは、義務教育施設整備事業債の増によるものです。

なお、臨時財政対策債については、前年度に比べ16,377千円の増額で計上いたしております。

次に、歳出について。

1 総務費

交通安全対策について

町内における交通事故発生件数は残念ながら若干増加していますが、引き続き交通安全の整備及び啓蒙を図り、交通事故の防止に努めます。

国土利用計画について

県計画のおくれによって前年度策定できなかった国土利用計画は、本年度業務策定委託料を計上して、計画策定に努めてまいります。

地籍調査について

071計画区（大字園部字一の坂ほか5字、面積1.33・）の閲覧を行い、次年度法務局へ成

果品を送付いたします。

また、081計画区（大字園部字清水ほか8字、面積1.35・）の現地調査を実施し、地籍調査の推進を図ります。

2 民生費

社会福祉について

少子・高齢化の進行、地域社会の変化、家族形態の多様化等、社会福祉の状況は複雑深刻化しています。このような状況の中、地域での身近な相談者として、関係機関との連携をとりながら問題解決のネットワークをつくっていく立場の民生委員、児童委員の活動費や、地域住民、ボランティアの参加により地域のさまざまな福祉課題の解決に取り組む組織である基山町社会福祉協議会の運営費補助金等を計上いたしております。

障害福祉について

障害者自立支援法の施行に伴って、サービスは、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者等の状況を踏まえ個別に支給決定が行われる障害者自立支援給付費と、市町村が利用者の方の状況に応じて実施する地域生活支援事業に大別されるため、それに基づきそれぞれ計上し、事業の充実を図ります。

そのほか、重度心身障害者医療費助成や福祉タクシー料金助成等を計上し、負担軽減に努めます。

高齢者福祉について

栄養バランスのとれた弁当を自宅に届けて食の自立支援や安否確認等を行う配食サービス事業委託料や、ひとり暮らしの高齢者等の家庭火災、急病などの救急援助に対応するための緊急通報システム業務委託料等、住みなれた地域で暮らし続けることができる支援サービスの推進を図ります。

また、循環バス運行业務委託料や養護老人ホーム入所措置費等を計上いたしております。

介護保険について

介護保険事業は、鳥栖地区広域市町村圏組合が行っています。その運営費として負担金を計上し、介護予防、自立支援に努めます。

また、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点の地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーが中心になって、介護予防に関するマネジメントを初めとする高齢者支援事業を行います。

児童福祉について

小学生低学年児童の放課後の生活の場として放課後児童対策事業や、乳幼児を育てる母親等の育児不安の解消と子供の健やかな成長を図るため、子育て交流広場運営事業委託料等を計上し、子育て支援に努めます。

また、小規模児童遊園地の遊具の定期点検を実施し、必要に応じて修理等を行い、施設の整備を図ります。

ひとり親福祉対策について

ひとり親家庭等医療費助成費を計上し、対象者の生活の安定や負担の軽減を図り、福祉増進に努めます。

後期高齢者医療について

平成20年4月より実施されます後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期高齢者医療給付等に係る経費の約5割を公費で負担することとなっているため、そのための後期高齢者医療療養給付費負担金を計上いたしております。

また、後期高齢者医療特別会計を設け、保険料軽減分としての保険基盤安定分や事務費負担金等を繰り出し、後期高齢者医療の財政の安定を図ります。

保育所費について

保育園と保護者が連絡を密にして、よりよい保育に努めます。保育ニーズの多様化により、今年度も引き続き広域入所保育、障害児保育、一時保育、個々に応じた保育園給食の推進にも努めます。また、バス遠足や運動会、お遊戯会の実施により、園児の成長と保護者間の交流を図ります。さらに、夏祭り、老人クラブとの交流を実施して、地域との触れ合いに努めます。

3 衛生費

保健衛生について

住民の健康と疾病の予防を図るため、結核予防検診費、各種予防接種費、各種健（検）診費等を計上しています。

また、乳幼児等の疾病の早期治療を促進し、乳幼児等の保健と福祉の増進を図ることを目的とした乳幼児等医療費助成事業を、入院については小学校卒業まで、外来については小学校就学前まで助成し、子育て家庭への支援を行っております。

狂犬病予防について

犬の登録と狂犬病予防接種注射を推進します。

また、飼い主のモラル向上のため、犬のしつけ、マナー教室を開催します。

環境衛生について

事業所排水の検査及び指導、公共用水域の水質検査による監視を実施するとともに、家庭用浄化槽設置に対する補助や廃食用油の回収を行い、河川の水質保全に努めます。

また、産業廃棄物処分場による生活環境への影響が懸念されるため、井戸、河川の水質検査及び周辺の土壌検査、大気測定等検査を実施します。

自然環境保護用地として土地を借地して、産業廃棄物の不法搬入阻止に努めます。

葬祭公園の施設改善を図り、適切な管理に努めます。

環境美化について

環境美化推進員を委嘱して、ごみの不法投棄防止活動を推進します。

塵芥処理について

新規施設クリーンヒル宝満の適正な運営管理に努めます。

ごみ減量化対策として、分別とリサイクル、資源の有効利用に努めて、循環型社会の形成に取り組みます。

また、生ごみ処理機購入に対する補助を行います。

し尿処理について

し尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターに陸送し、適正処理します。

上水道について

水道水の安定供給と広域的な水道整備の促進を図るため、佐賀東部水道企業団に用水負担金を交付します。

4 農林水産業費

農業委員会費について

農業経営が厳しい状況の中で、農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋となるよう、農業委員の知識と経験を生かした活動を推進します。

今後も農地保全のために担い手である認定農業者等への農地の集約の推進を行うとともに、優良な農地を確保し、違反転用をなくすとともに、遊休農地、耕作放棄地増加を防ぐよう活動を行ってまいります。7月の農業委員選挙より公選委員の定数が2名減になりますが、より効果的、効率的な運営を心がけてまいります。

さらに、農家のみならず一般町民に農業情報を伝えるかけ橋になるよう、農業委員会だよりを年2回発行します。

農業総務費について

本町では平成18年に3集落営農組織が設立されておりますので、この営農組織を中心に、米の需給安定と食糧の自給率の向上に努めます。

農業振興費について

中山間地域等直接支払につきましては、本年度も6団地27.3haの中山間地域におきまして耕作放棄の発生を防止し、農業の多面的機能を発揮するため、適切な農業生産活動を行う地域の農業団体等に交付金を交付します。

次に、農地・水・環境保全向上対策につきましては、17地区207.5haの地域におきまして、良好な保全と質的向上を図る地域協働の取り組みを支援してまいります。

また、小・中学校給食への佐賀県産農産物の利用を促進し、次代を担う児童・生徒の地域農業に対する理解や食育などとあわせて佐賀県産農産物の需要拡大を図るために、小・中学校給食の食材費の一部を助成します。

さらに、環境保全や消費者の食の安全に対する関心の高まりが一段と高まる中、堆肥を使い土の健康を回復、維持し、良質で安全な農産物の栽培と生産性の向上を地域ぐるみで取り組みをしていただくために、有機農業の普及推進を目指して土づくり事業を推進します。

畜産費について

家畜ふん尿の適正処理のために家畜ふん尿処理対策事業を取り組み、畜産農家の経営の効率化と環境保全型農業振興を目指します。

林業費について

森林は、国土保全、生活環境等多面的機能を発揮する上で極めて重要であります。森林の役割を果たすためにも、今年度も植林、間伐、下刈り、枝打ち等の推進を行い、林業振興に努めます。

5 商工費

商工費について

景気回復の兆しが見えてきたと言われますが、回復にはまだまだ厳しいものがあります。このような状況の中、中小企業の経営安定化のための町小口資金の有効利用を図ります。

また、商工会に助成し、商工業の振興に努めます。

観光費について

本年度も観光協会に助成し、観光施設の管理整備を行い、観光客の誘致に努め、観光の振興を図ります。

議長（酒井恵明君）

町長、ちょっと休みましょうか。休みましょう。

ここで10時45分まで休憩いたします。

～ 午前10時34分 休憩～

～ 午前10時45分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、続けさせていただきます。

6の土木費でございます。

6 土木費

道路補修について

地区内交通や消防活動等の円滑化を図るため、地区の生活道路網の整備推進に努めます。

道路改良について

昨年から実施しているまちづくり交付金事業の一環として、下水道工事にあわせて大城1号線道路改良工事（側溝整備工事）と野口立野線道路改良工事（舗装補修）を実施いたします。

公園事業について

基山総合公園（水辺広場整備）用地取得を行い、公園整備の促進を図ります。

住宅管理について

老朽化した住宅の修繕を行い、入居者の利便性を図るため、適切な維持管理に努めます。

7 消防費

常備消防について

鳥栖・三養基地区消防事務組合は、広範囲の中で予防消防、火災出動及び救急業務など日夜活動しています。その負担金として217,684千円を計上いたしております。

非常備消防について

基山町消防団は、住民の生命、身体及び財産等を火災から守るとともに、災害の防止及び被害の軽減に努めます。

本年、基山町消防団は、佐賀県消防大会の消防訓練礼式の部に出場します。この訓練は、隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を确实軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎をつくることにあります。その出場委託料として1,500千円を計上いたしております。

8 教育費

教育総務費について

近隣市町には例のない基山町育英資金貸付制度を多くの高校生、大学生が活用し、大変喜ばれています。この制度に対する理解と協力により、昨年度19件2,182,993円を育英資金貸付基金に寄附していただきました。今年度も基金を有効に運用し、本町教育の充実に寄与してまいります。

学校教育指導主事の配置により学校の課題を的確に把握し、適切な指導により学校の教育力を高め、児童・生徒の学力の向上を図ります。

小学校費について

今年度、基山小学校に特別支援学級補助員を1名増員し、きめ細やかな支援で特別支援学級の教育の充実に努めます。

基山小学校改築事業として1,518,613千円を計上しております。この小学校建設は3カ年事業で、今年度2カ年目に入り、屋内運動場に続き、本年度末には新しい校舎も完成し、充実した環境で学習に取り組むことができるよう事業を進めます。

中学校費について

要保護及び準要保護生徒援助費補助金をことしも増額して、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対して援助し、安心して勉学に努められるようにします。

また、今年度も情報教育の充実に努めるため、情報教育支援補助員を町単独費で配置しています。

社会教育について

生涯学習の場として社会教育セミナーやパソコン講習会などの教室や講座を開講し、住民の教養、趣味を深め、交流の場となるよう努めるとともに、文化祭の実施や文化芸術鑑賞等の機会の提供など、町民の方々と一緒になって文化の高揚を図ります。

青少年健全育成事業につきましては、町民会議を中心に夏季研修や研究大会等を行い、自主性や協調性に富み人間性豊かな青少年の育成に努めます。

文化財保護について

特別史跡基肄城跡保存整備計画に基づく指定地域の公有化や整備の推進、町内開発に伴う遺跡の調査保存に努めます。

また、民俗芸能については、用具の補修整備など伝統文化の保存継承に努めます。

基山町史編さん事業について

基山町史編さん委員会を中心に、各種委員会の開催や住民ボランティアグループの協力による資料収集等を継続して行い、編さん事業を推進します。

図書館について

今年度も蔵書の充実を図るとともに、各種教室の開催や、子供たちや家庭に本に親しんでもらうためのブックスタート事業を推進します。そして、多くの子供たちが本に触れる機会を持つことができるよう努めます。

保健体育について

本年度も各種スポーツ大会や町民体育大会、レクリエーション大会等の実施により、町民の触れ合いや交流の場を広げてまいります。

また、多くの町民の方にスポーツの普及振興を図り、健康増進と体力の向上を図るため、女性層や高齢者の方々を中心としたスポーツ教室を実施します。

また、体育協会など自主グループの育成支援を行い、スポーツを通して豊かな生活ができるように努めます。

9 公債費

前年度に比べ13,167千円の増額で計上いたしております。これは主に臨時財政対策債の償還に要した借入金の元金の増によるものです。

平成20年度国民健康保険特別会計予算編成方針について。

我が国の国保の被保険者数は平成18年度末現在で約5,158万人で、前年度に比べ0.4%減少

したものの、平成18年度における全国の市町村国保の決算状況は単年度の実質赤字として約3,236億円が見込まれ、大変厳しい状況となっています。また、国において平成18年度に、安心、信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を基本的な考え方として、医療制度改革が行われました。このため、平成20年度から後期高齢者医療制度や保険者に対する予防健診等の義務づけによる特定健康診査等が施行されます。

こうした状況の中、今年度も、健康が生活していく上で大事であるとの啓発運動や保健事業の推進を図り、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営に努力し、町民の方（被保険者）の健康な生活を確保することを基本として予算編成を行いました。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算総額は1,554,380千円で、前年度に比べて171,717千円の減となっております。

以下、歳入歳出の概要について説明いたします。

（歳入について）

1 国民健康保険税

保険給付を行うための財源としては、被保険者から納めてもらう保険税が主体になるわけですが、経済低迷の影響を受けた被保険者の所得減少やリストラ等による企業離職者の流入が影響し、全国的に収入率が低下の傾向にあり、大きな問題となっています。国民健康保険税を滞納されると、健全な運営に支障を来すため、きちんと納めてある方に迷惑をかけることとなります。そのため、滞納者には短期被保険者証等を交付活用し、納付相談等により納付意識の向上を図り、今年度も納付向上に努めます。

国民健康保険税は現在の10%で、また後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の被保険者を除いたところで算出し、その総額は403,335千円で、前年度に比べて112,378千円の減となっております。

2 国庫支出金

国庫支出金の総額は301,795千円で、前年度に比べて56,120千円の減となっております。

なお、主なものについては次のとおりです。療養給付費等負担金は前年度に比べて34,299千円の減、財政調整交付金は前年度に比べて24,864千円の減となっております。

3 療養給付費交付金

療養給付費交付金の総額は157,450千円で、制度改正に伴う退職者医療制度の廃止により、

前年度に比べて392,165千円の減となっております。

4 前期高齢者交付金

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、被用者保険と国保の前期高齢者数の不均衡により国保の負担が過重となるため、前期高齢者の医療費に対して財政支援を行うもので、新たに400,011千円を計上しております。

5 県支出金

高額医療費共同事業負担金は、市町村が連合会に納付する高額医療費拠出金に対し国と同様に県が負担する分で、国庫負担金と同額の6,045千円を計上しております。

県補助金の財政調整交付金は、前年度に比べて18,758千円の減となっております。

6 共同事業交付金

高額医療費共同事業等の交付金は183,242千円で、平成18年10月施行の保険財政共同安定化事業により前年度に比べて25,354千円の増となっております。

7 繰入金

繰入金の総額は56,241千円で、前年度に比べて20,730千円の減となっております。

(歳出について)

1 総務費

運営費として人件費や事務費等23,737千円を計上しております。

2 保険給付費

退職者医療制度の廃止に伴い、65歳以上の退職被保険者等は前期高齢者として一般被保険者となります。また、経過措置として、65歳未満の退職被保険者制度の対象者は平成26年度まで継続されます。療養諸費の算定に当たっては、前年度をもとに過去における医療費の動向等を勘案して計上しております。療養諸費は888,229千円で、前年度に比べて82,986千円の減、高額療養費は91,517千円で、前年度に比べて10,685千円の減で計上しております。

3 後期高齢者支援金等

後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期高齢者医療給付費等に係る経費を賄うため、現役世代からの支援金を支出します。後期高齢者支援金等の総額は159,201千円で計上しております。

4 前期高齢者納付金等

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、前期高齢者加入率等により算出する前期

高齢者における保険者負担調整対象見込み額や事務費拠出金で本年度より新たに523千円を計上しております。

5 老人保健拠出金

老人保健拠出金は平成20年3月分までの医療費を対象とし、前年度をもとに過去の実績等を踏まえて82,611千円で、前年度に比べて235,491千円の減となっております。

6 介護納付金

介護保険法により納付している分で、前年度に比べて10,543千円減の79,868千円を計上いたしております。

7 共同事業拠出金

共同事業拠出金は、県内における市町の国保財政の安定化を図るため高額の医療費に対する費用負担を調整するもので、25,354千円増の183,245千円を計上しております。

8 保健事業費

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、平成20年度より各保険者に対して特定健康診査、特定保健指導が義務づけられました。特定健康診査等を効率的かつ効果的に行い、健康への意識を高め、健康を実現しようとするための支援を行います。

また、特定健康診査の受診による特定保健指導の対象者に対し、生活習慣病対策に重点を置いた健康教室を実施するとともに、疾病の早期発見、早期治療のための一日人間ドック、脳ドック検診等の事業に取り組み、保健事業の充実を図ります。

このため、特定健康診査等事業費として9,532千円を、保健事業費10,393千円を計上しております。

次に、平成20年度老人保健特別会計予算編成方針についてでございます。

老人保健制度は、健康の保持と適切な医療を図り、健やかな老後を送ることができるように、昭和58年2月に発足しましたが、急速な人口の高齢化が進む中、老人医療費の国民医療費に占める割合が平成18年度で34.6%、11.2兆円となり、厳しい財政状況が続いています。

こうした状況の中、国において平成18年度に医療制度改革が行われ、新たに高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月から施行されることに伴い、老人保健制度は平成20年3月分までの診療分を対象とすることとなりました。

このため、医療費諸費等の積算に当たっては、過去の実績等を勘案して予算編成を行いま

した。

老人保健特別会計の歳入歳出予算総額は308,330千円で、前年度に比べ1,657,410千円の減となっています。

以下、歳入歳出の概要について説明いたします。

(歳入について)

1 支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金

支払基金交付金等は、歳出の医療給付費299,120千円及び医療費支給費4,630千円等をもとにして、それぞれの負担率を乗じて算定、計上しました。前年度に対して1,523,963千円の減となっています。

また、繰入金は、事務費や医療給付費等分を一般会計から繰り入れするもので、前年度に比べて133,447千円の減となっています。

(歳出について)

1 総務費

運営費としての事務費等で、前年度に比べて2,353千円減の1,267千円を計上しています。

2 医療諸費

医療給付費及び医療費支給費等については、前年度実績をもとにして予算を計上しています。

医療給付費は前年度に比べて1,631,334千円減の299,120千円を、また医療支給費については前年度に比べて20,519千円の減の4,630千円を計上しています。

次に、平成20年度後期高齢者医療特別会計予算編成方針についてでございます。

我が国の高齢化は急速に進行しており、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には国民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えようとしています。また、現行の老人保健制度では、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢世代の負担や財政運営の責任の所在が不明確となっています。

このため、75歳以上の後期高齢者について、心身の特性等を踏まえ、それにふさわしい医療サービスを提供し、改めて高齢世代と現役世代の負担の明確化を行い、公平でわかりやすい独立した後期高齢者医療制度が創設されたところです。

平成20年度から施行される後期高齢者医療制度の特別会計については、佐賀県後期高齢者

医療広域連合の予算との関連を保ち、後期高齢者医療制度の実施を効率的かつ効果的に行うことを目指して予算編成を行いました。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は173,637千円となっております。

以下、歳入歳出の概要について説明をいたします。

(歳入について)

1 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、県内の被保険者における医療給付費等から公費(約5割)及び支援金(約4割)を差し引いた残りの1割を保険料で賄うとされ、その必要額に係る保険料率を佐賀県後期高齢者医療広域連合において県広域連合条例で規定しております。保険料は、年金から徴収する特別徴収と、納付書等で納付する普通徴収があります。

後期高齢者医療保険料の総額は136,021千円となっております。

2 受託収入

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査を県広域連合より受託し実施します。事業に要する費用について、県広域連合からの受託収入として受け入れます。受託収入の総額は1,679千円となっております。

3 繰入金

一般会計より事務費及び保険料の軽減分に係る保険基盤安定分の繰り入れて、繰入金の総額は35,930千円となっております。

(歳出について)

1 総務費

運営費としての事務費等で868千円を計上しております。

2 後期高齢者医療広域連合納付金

後期高齢者医療広域連合納付金については、県広域連合に係る事務費、人件費等の経費を構成市町の人口割、均等割等の負担割合により算出したもの及び徴収した保険料や保険料軽減相当額について納付するもので、171,087千円を計上しております。

3 保健事業費

被保険者の健康の保持増進のため健康診査に係る委託料等で、1,681千円を計上しております。

平成20年度下水道特別会計予算編成方針について。

基山町下水道事業は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、積極的に整備を進めています。

けやき台処理区はけやき台処理場で、宝満川上流処理区は宝満川浄化センターと既設のニュータウン処理場及びきやま台処理場で汚水の処理を行っています。そのほか、鳥栖処理区は鳥栖市に区域外流入をしております。

平成20年3月末に、汚水処理施設として管理していたニュータウン処理場を公共下水道の処理場施設として供用開始する予定です。

平成19年度末の公共下水道普及率は52.97%を見込んでいます。汚水処理施設の3.16%と合わせた普及率は56.13%になる見込みです。

整備状況については、平成19年度末で191.3haの面整備が完成し、全体計画554haに対して34.5%の整備率となります。平成20年度は、小倉、高下地区約27haの面整備を行います。

下水道特別会計の歳入歳出予算総額は623,728千円となっており、前年度に比べ125,806千円の減となっています。

以下、歳入歳出予算の概要について説明をいたします。

(歳入について)

使用料及び負担金の受益者負担金につきましては、過年度賦課の分割納付分と20年度賦課予定の高島地区の受益者負担金を計上しております。

下水道使用料の現年度分につきましては、公共下水道分が2,686世帯、汚水処理施設分が227世帯に係る使用料を計上しております。

国庫支出金については、総事業費329,200千円に補助率2分の1を乗じ、164,600千円を計上しております。

公共下水道基金繰入金については、過年度に積み立てた受益者負担金の取り崩し額と人件費の半額を計上しております。

一般会計繰入金については、歳入歳出のバランスを考慮した額のほかに、公共下水道事業債の元金償還に充てるための減債基金繰入金390千円を計上しております。

町債は、前年同様の起債充当率を乗じた額を計上しております。

(歳出について)

1 総務費

一般管理費については、下水道事業の総務、管理運営に要する費用で、基本的には昨年度と同じ内容になっております。鳥栖北部丘陵下水道施設整備負担金は前年度で終了しました。

2 事業費

公共下水道事業費につきましては、高下、小倉地区27haの整備を進め、39.7%の整備率を目指します。

公共下水道整備に係る経費として、工事請負費337,792千円、物件移転補償費13,000千円を計上しております。

流域下水道関係では、宝満川上流流域下水道負担金として建設費負担金4,535千円、維持管理負担金7,830千円、宝満川流域下水道負担金として汚水処理料5,849千円、小郡市下水道施設維持管理負担金871千円を計上しております。

各処理場の維持管理につきましては、昨年とほぼ同額を計上しております。ただし、ニュータウン処理場を公共下水道施設として供用開始する予定のため、汚水処理施設事業費として計上していたニュータウン処理場の維持管理運営費を公共下水道事業費に組み替えております。

3 公債費

下水道事業債の元金償還費として15,140千円、利子償還費として44,259千円を計上いたしております。

平成20年度主要事業一覧表はお目通しをお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願いをいたします。

次に、報告事項でございます。

報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告でございます。

これにつきましては、担当課長より報告をいたします。

報告第2号 寄附（金・物品）の報告でございます。

63ページに書いてあります。

次のとおり寄附を受領いたしましたので、報告いたします。

寄附者・基山町ソフトボール協会様より32,993円、受領年月日・平成19年12月12日受領。

続いて、田口電機工業株式会社代表取締役田口英信様より50千円、平成19年12月21日受領。

いずれも基山町育英資金貸付基金にということでございます。

基山ライオンズクラブ様よりグランドピアノ1台、どんちょう移設工事2,803,500円相当でございます。それから、基山小学校屋内運動場に平成19年12月25日受領。

柳洋子様より20千円、平成19年12月26日受領。それから、匿名で100千円、平成20年1月25日受領。それから、株式会社プラザワン代表取締役寺崎寛治様より1,000千円、平成20年2月18日受領。いずれも基山町育英資金貸付基金にいただきました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、第3号議案に対する趣旨説明を求めます。原三夫議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。

この第3号議案につきましては、地方自治法第112条の規定により提出いたすものでございます。

第3号議案 基山町議会委員会条例の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。

さきの議会で基山町課設置条例が制定されたことに伴い、課の名称及び事務分掌が変更になるため、基山町議会委員会条例を改正する必要があるためでございます。

なお、議案提出につきましては、地方自治法第112条第2項の規定により、議員提出12分の1以上の賛成者を必要としますので、平田通男議員と大山軍太議員の賛同を得ました。

議員各位におかれましては、改正の趣旨を御理解いただきまして御賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の補足説明を求めます。

まず、第2号議案に対する住民課長の補足説明を求めます。住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

それでは、第2号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

今回の条例の制定の上程につきましては、平成18年に、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を保持し、医療費適正化の総合的な推進や新たな高齢者医療制度の創設

等を講ずるために、健康保険法の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されることとなっております。また、同法律等を受けて、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が平成19年11月26日の広域連合議会で議決されたところでございます。

この法令及び広域連合条例を受けまして、県内のすべての市町が条例を制定することとなりました。このため、基山町が行う後期高齢者医療制度の運営に関し必要な事項を定めるために、今回条例の制定を上程させていただいております。

まず、第2条の本町において行う事務でございますが、法令等に規定をする事務のほかに、葬祭費の支給に係る受け付け、保険料の通知の引き渡し、保険料の徴収猶予や減免の受け付けなど、被保険者と直接関連する業務を行うこととなります。

続きまして、第3条でございますが、保険料を徴収すべき被保険者として、町内に住所を有する被保険者や、4ページをお願いいたします。同じく第3条の第2号から第4号で、住所地特例の適用者を規定しております。

次に、第4条でございますが、普通徴収に係る保険料の納期として、第1期の7月から第9期の翌年3月までの9回としております。

次に、第5条の督促手数料でございますが、町税等と同じく、督促状1通につき100円と規定をいたしております。

次に、第6条の延滞金でございますが、これにつきましても町税等と同じく年14.6%としております。

5ページをお願いいたします。

第7条から第9条の罰則につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第171条第4項及び第6項の規定により、被保険者等に関する調査時の文書の提出をしなかったり、偽りその他不正行為により徴収金の徴収を逃れた者に対し過料を科す条項でございます。

この後期高齢者医療に関する条例の施行につきましては、法令及び広域連合条例の施行日と同じく本年4月1日としております。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第12号議案に対する財政課長の補足説明を求めます。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

それでは、基山町一般会計の補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の26ページをお願いいたします。

第2表でございます。今回、繰越明許費といたしまして、老人憩の家耐震診断委託料の1,087千円をお願いをいたしております。これにつきましては、事業が本年度中に完了する見込みが立たないためということで繰越明許をお願いをいたしております。

続きまして、第3表でございます。債務負担行為でございますけれども、まず平成19年度自然保護用地借上料といたしまして、平成20年度から平成29年度まで3,671千円をお願いをいたしております。これにつきましては、不法投棄防止のためでございます。

続きまして、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合焼却場建設事業債負担金でございます。18年度起債分でございますが、平成19年度から平成34年度まで220,257千円をお願いをいたしております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

まず、まちづくり交付金事業債といたしまして、今回31,100千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましては、まちづくり交付金事業の中のハード事業分、道路整備等の事業費の確定等に伴うものでございます。

続きまして、消防施設整備事業債でございます。今回3,700千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましても、行政無線の設置事業並びに防火水槽設置事業等の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、義務教育施設整備事業債でございます。今回10,700千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましては、また事項別の中でも御説明させていただきますけれども、国庫負担金とか交付金等の増によりまして起債額の更正をお願いをいたしております。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、概要につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、事項別明細書の……

議長（酒井恵明君）

ちょっと待って、資料ば出しよってやけ。いいですか。

財政課長（安永靖文君）続

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、1款・町税、1項・町民税の2目・法人でございます。法人税割の追加といたしまして、今回4,063千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては収入見込み額の増が見込まれるということで今回追加をお願いをいたしております。

4ページをお願いいたします。

11款・分担金及び負担金でございますが、1目の農林水産業費分担金、2節の林業費分担金といたしまして、造林事業分担金の更正をお願いいたしております。これにつきましては、従来、県に対する、町を通じまして県に対して事業者が代理申請があるというふうに見込んでおりましたけれども、19年度はその代理申請がなかったということで、今回1,796千円の更正をお願いをいたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

2項の負担金でございます。1目・民生費負担金といたしまして、保育料現年度分の追加ということで4,910千円をお願いをいたしております。これにつきましては、措置児童数の増ということで追加をお願いをいたしております。ちなみに、前回まで基山保育園が206名を221名、たんぼぼ保育園が90名を106名ということで、措置児童数の増ということで追加をお願いをいたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

12款・使用料及び手数料でございます。4目の土木使用料でございますが、住宅使用料といたしまして、今回1,968千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、徴収率の引き上げによるものでございます。95%を98%に引き上げたものでございます。

続きまして、5目の教育使用料でございます。2節、3節、それぞれ冷暖房使用料が上がっておりますが、これにつきましては高校総体時の使用料ということで実行委員会からいただいたものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページ、国庫支出金の1目・民生費国庫負担金でございます。まず、1節の児童福祉費負担金でございますが、児童運営費負担金の追加といたしまして1,328千円をお願いいたしております。これにつきましては市立保育園、たんぼぼ保育園の分でございますけれども、先ほど申しましたように措置児童数の増ということで今回追加をお願いをいたしております。

それから、4目の教育費国庫負担金でございます。公立学校施設整備費負担金といたしまして2,832千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては国庫補助負担単価の増ということで、今回補助単価が増額になったということで、今回追加をお願いをいたしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金でございます。4目・教育費国庫補助金の1節・小学校費補助金でございますが、安全・安心な学校づくり交付金の追加といたしまして11,053千円をお願いいたしております。これにつきましては、従来ありました東校舎が全面改築する場合に邪魔になるということでございますので、不適格校舎というのがございますけれども、それに該当したということで今回追加をお願いをいたしております。

続きまして、4節の文化財保護費補助金でございます。基肄城跡・史跡等買い上げ補助金の更正といたしまして47,537千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては事業費の確定見込みによりまして更正をお願いをいたしております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

14款・県支出金でございます。2項・県補助金、4目の農林水産業費県補助金の1節・農業費補助金でございます。施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金といたしまして、新しく22千円をお願いいたしております。これにつきましては燃料費の高騰に伴う助成金ということで、今回新しくお願いをいたしております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

委託金でございますけれども、1節の総務費、総務管理費委託金でございます。げんしりよく読本配布事務委託金といたしまして47千円を新しくお願いをいたしておりますが、これにつきましては県が作成いたしました原子力に関する読本がございましたが、全戸に配布をいたしております。その配布委託金といたしまして、今回新しくお願いをいたしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

寄附金でございます。1目の教育費寄附金、4節の育英資金寄附金でございますが、1,202千円の追加をお願いいたしております。これは先ほど寄附の報告の中でありましたように、5件分でございます。

15ページをお願いいたします。

17款・繰入金の3目・公共施設整備基金繰入金でございますが、今回116,000千円の更正

をお願いをいたしまして財源調整を図らせていただきました。

続きまして、18ページをお願いいたします。

諸収入でございます。雑入でございますが、下から5番目でございます。道路愛護協会助成金ということで28千円を新しくお願いいたしておりますが、これにつきましては道路事情の陳情に関する旅費に対して助成金が協会からおりておりますので、今回お願いをいたしております。

続きまして、すぐ下の高校総体大会運営費負担軽減交付金ということで、743千円をお願いいたしております。これにつきましては、県の実行委員会から負担軽減分ということで交付をされたものでございます。

続きまして、高校総体非開催町負担金交付金ということで50千円を新しくお願いいたしておりますが、これにつきましても非開催町から負担金として交付されたものでございます。これにつきましても県の実行委員会を通して交付をされております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

町債でございます。町債につきましては、先ほど議案のほうでも御説明申し上げたとおりでございます。5目の教育債でございますけれども、義務教育施設整備事業債でございます。先ほど申しましたように、負担金と、それから交付金ということで、国から国庫支出金がふえたということで、今回起債対象が少なくなったということで、10,700千円の更正をお願いをいたしております。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

21ページをお願いいたします。

総務費の1目．一般管理費でございます。12節．役務費でございますが、今回機構改革に伴いまして、電話並びに課名の表示等を変更する必要性が生じております。そのため、今回合わせまして290千円を新しくお願いをいたしております。

19節でございます。負担金補助及び交付金、一番下でございますけれども、退職手当特別負担金ということで5,636千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては3月31日で退職者が1名生じたため今回お願いをいたしておるところでございます。

22ページをお願いいたします。

同じく総務費の企画費でございますけれども、一番下、13節の委託料でございます。国土利

用計画作成委託料ということで1,628千円の更正をお願いをいたしておりますけども、これにつきましては県の国土利用計画の策定がおくれまして、町の策定が来年度に持ち越しになったために今回全額更正をお願いをいたしております。

23ページをお願いいたします。

10目・まちづくり基金費でございます。25節・積立金といたしまして、まちづくり基金積立金の追加915千円をお願いをいたしております。これは協働のまちづくり支援自販機の売り上げ相当分でございます。この分をまちづくり基金として積み立てをお願いしたいということで、今回追加をお願いをいたしております。

それから、14目でございます。防災諸費、18節の備品購入費でございます。これにつきましては、入札減に伴いまして1,476千円の更正をお願いをいたしております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

選挙費の町長選挙費でございます。選挙の実施がなかったということで、今回1節から19節まで総額5,618千円の更正をお願いをいたしております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

民生費でございます。社会福祉費の老人福祉費でございますが、19節・負担金補助及び交付金といたしまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金の更正といたしまして17,573千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましては、19年度の決算見込みによるものでございます。

31ページをお願いいたします。

児童福祉費でございます。まず、1目の児童福祉総務費、20節の扶助費でございますが、たんぽぽ保育園運営費2,736千円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては、歳入で申し上げました措置児童の増によるものでございます。

同じく2目の保育諸費、13節・委託料でございます。保育園舎耐震診断委託料1,683千円の更正をお願いをいたしておりますが、これにつきましては入札減によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

4款・衛生費でございます。1目の保健衛生総務費、20節・扶助費でございます。乳幼児医療費助成費の更正といたしまして6,937千円をお願いをいたしておりますが、これにつきましては決算見込み額の減によるものでございます。

3目・環境衛生費でございます。19節・負担金補助及び交付金でございますが、浄化槽設

置整備事業補助金の更正といたしまして1,541千円をお願いいたしております。これにつきましては、当初見込み基数が25基でございましたのが、実施が21基であったということで、今回更正をお願いをいたしております。

36ページをお願いいたします。

農林水産業費でございます。3目・農業振興費、19節の負担金補助及び交付金でございますが、歳入でも申しあげました施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金として新しく23千円をお願いをいたしております。これは先ほど言いました燃料費の高騰に伴う補助事業でございます。

37ページをお願いいたします。

同じく林業費の2目・林業振興費でございます。13節・委託料、造林事業委託料を2,642千円の更正をお願いいたしております。これにつきましては、歳入で申しあげました代理申請者がいなかったということでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

商工費でございます。1目・商工総務費、22節・補償補填及び賠償金でございます。中小企業小口資金融資保証料の追加といたしまして228千円をお願いをいたしております。これにつきましては、保証料の確定によりまして追加をお願いをいたしております。

39ページをお願いいたします。

8款・土木費でございます。2目・道路新設改良費でございますが、それぞれ13節、15節につきましては入札減でございます。17節につきましては、事業費の確定によりまして今回更正をお願いいたしております。22節につきましても、事業費の確定に伴いまして2,811千円の更正をお願いをいたしております。

40ページをお願いいたします。

3項の都市計画費でございます。3目・公園費でございますが、15節・工事請負費でございますが、基山総合公園施設工事の更正といたしまして1,214千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては入札減に伴うものでございます。

42ページをお願いいたします。

1目の住宅管理費でございます。15節・工事請負費でございますが、町営住宅手すり設置工事の更正283千円をお願いいたしております。これにつきましても入札減によるものでございます。

43ページをお願いいたします。

9款・消防費でございます。2目・非常備消防費でございますが、19節の負担金補助及び交付金、消火器購入補助金の追加といたしまして360千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては消火器購入に対する補助金でございますが、総本数156本分でございます。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）続

もうすぐ終わります。

議長（酒井恵明君）

もう終わる。まだ10款よ。10款に行くよ。

財政課長（安永靖文君）続

大丈夫です。

議長（酒井恵明君）

終わる。じゃあ、続けてください。簡潔にね。

財政課長（安永靖文君）続

済いません。3目の消防施設費でございますが、19節・負担金補助及び交付金、消火栓設置負担金でございますけれども、これにつきましては7区の上野地区の水道引き込み工事に伴いまして1基分消火栓を設置するために今回追加をお願いをいたしております。

45ページをお願いいたします。

5目・基山小学校改築費でございます。12節・役務費でございますが、347千円、手数料としてお願いいたしております。これにつきましては、構造計算確認手数料の追加ということで今回お願いをいたしております。

49ページをお願いいたします。

教育費でございますけれども、5目・町民会館費でございます。11節の需用費、燃料費でございますけれども、これにつきましては灯油等の単価の上昇に伴いまして793千円をお願いをいたしております。

51ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございます。19節・負担金補助及び交付金でございますが、高校総体基山町実行委員会補助金の更正といたしまして7,138千円をお願いいたしております。これに

つきましては、実行委員会の精算によるものでございます。

52ページをお願いいたします。

6項・幼稚園費、1目の教育振興費でございます。19節・負担金補助及び交付金、私立幼稚園就園奨励費補助金の更正といたしまして1,041千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては対象園児数の減ということで更正をお願いいたしております。ちなみに当初につきましては168名を見込んでおりましたが、150名であったということで減額をお願いいたしております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

予備費でございます。今回、941千円の追加をお願いいたしまして、財源調整を図らせていただきました。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議いただきまして御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

以上で第12号議案に対する補足説明を終わります。

1時まで休憩します。

～午前11時56分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、第13号議案に対する住民課長の補足説明を求めます。住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

それでは、第13号議案 平成19年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

それでは、事項別明細書をお願いいたします。主なものを御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

3款2項4目1節の高齢者医療制度円滑導入補助金でございますが、これにつきましては70歳から74歳の医療費自己負担増の凍結措置に係る補助金でございます。対象者への周知に要する経費として新たに50千円の追加をお願いいたしてるところでございます。

4ページをお願いいたします。

1項・療養給付費交付金、1目1節の現年度分の退職被保険者等療養給付費等交付金とし

て10,623千円の追加補正をお願いいたしております。これは歳出の退職被保険者等に係る療養給付費及び療養費の増に伴います追加でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

8款・繰入金でございますが、一般会計繰入金として206千円の追加補正をお願いいたしております。内容といたしましては、出産育児一時金に係る追加と事務費等の更正でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項3目のレセプト点検業務委託料でございますが、委託契約の実績によりまして減額補正をお願いいたしておるところでございます。

7ページをお願いいたします。

2款・保険給付費、1項・療養諸費の一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費につきましては、本年度におきます実績と、今後支給する分につきましては過去の支給状況等を勘案いたしまして年間見込み額を算出し、追加及び更正をお願いしてるところでございます。

8ページをお願いいたします。

2款・保険給付費、2項・高額療養費の退職被保険者等高額療養費補助金につきましても、本年度におきます実績と、今後支給する分につきましては過去の支給状況等を勘案いたしまして算出し、2,835千円の追加をお願いいたしております。

11ページをお願いいたします。

6款・保健事業費、1項・保健事業費、1目・保健衛生普及費の8節、健康家庭表彰記念品の更正でございますが、本年度の実績に基づきまして150千円の更正をお願いいたしております。本年度の表彰は86名でございました。

同じく2目・疾病予防費の13節の健康診断委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの受診状況によりまして487千円の減額補正をお願いいたしております。

12ページをお願いいたします。

10款・予備費につきましては、財源調整のための予備費の追加をお願いいたしております。国民健康保険特別会計補正予算の補足説明につきましては、以上でございます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第14号議案についての補足説明を住民課長お願いいたします。住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

第14号議案 平成19年度基山町老人保健特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をいたします。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款・支払基金交付金でございますが、歳出の医療支給費の補正額に係る支払基金の負担割合として87,357千円の更正をお願いいたしております。

4ページをお願いいたします。

2款・国庫支出金でございます。これにつきましても、歳出の医療支給費の減額補正に伴いまして、国庫分の負担金として55,844千円の減額補正をお願いいたしております。

5ページ、6ページの県支出金と一般会計の繰入金でございますが、これにつきましても同じく歳出の医療支給費の補正額に伴います県及び町の負担分としての減額補正をお願いいたしておるところでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項2目の医療支給費でございます。これにつきましては、本年度の医療支給費の給付実績及び今後の見込み額等を算定いたしまして、171,124千円の減額補正をお願いいたしております。

失礼いたしました。2款1項1目の医療給付費でございました。失礼いたしました。

老人保健特別会計補正予算の補足説明につきましては、以上でございます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第15号議案に対する下水道課長の補足説明を求めます。下水道課長。

下水道課長（古賀敏夫君）

第15号議案 平成19年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,268千円を減額いたしまして、総額で782,523千円をお願いするものでございます。

内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、よろしくをお願いいたし

ます。

事項別明細書 3 ページをお開きください。

歳入の 1 款 2 項 1 目、公共下水道負担金でございます。1 節の受益者負担金でございます。現年度分につきましては、徴収率を見込みまして、現在 98% を見込んでおりましたけども、99% が見込めるということで追加をお願いしております。過年度分につきましては 20% を見込んでおりましたけども、実績として 71.4% が見込めるということで追加をお願いしております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

4 ページ、2 款 1 項 1 目、公共下水道使用料並びに 2 目、汚水処理施設使用料でございます。それぞれの現年度分につきましては、実績による調整と、徴収率が 98% を見込んでおりましたが、これを 99% に変更いたしまして追加をお願いしております。過年度分につきましては公共下水道の分が 20% を見込んでおりましたが、実績として 48.5% が見込めるということで追加をお願いしております。汚水処理施設使用料のほうの過年度分につきましては 20% を見込んでおりましたが、40.1% 見込めるということで追加をお願いしております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

5 ページ、2 款 2 項 1 目、公共下水道手数料、2 節の事務手数料であります。これにつきましては、内容が指定工事店並びに責任技術者の登録の事務手数料であります。指定工事店が 12 件の 30 千円、責任技術者が 28 件の 56 千円の実績がっておりますので、今回追加をお願いしております。

次に、6 ページをお願いいたします。

6 ページ、6 款 2 項 1 目、公共下水道一般会計繰入金、これにつきましては歳入歳出調整によりまして更正をお願いしております。

次に、7 ページをお願いいたします。

7 ページ、8 款 3 項 1 目、公共下水道雑入、この中で宝満川上流流域下水道負担金過年度返還金ということで追加をお願いしております。内容といたしましては、流域下水道の維持管理費の 18 年度分の決算が確定いたしましたので、その中で黒字分が出る分につきましては返還金が出るということで、基山町の返還金が 2,810,590 円発生しております。ということで、福岡県のほうから基山町のほうに返還がありますので、ここで受けております。この返還金につきましては後ほど歳出のほうで出てまいりますけども、歳出の 4 款のほうで繰出

金ということで、一般会計の方に繰り出すようにしております。

続きまして、歳出をお願いいたします。

歳出、8ページでございます。

1款1項1目、一般管理費でございます。これにつきましては、不用額の更正をお願いしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

2款1項1目、公共下水道事業費です。この中で、8節、報償費であります。受益者負担金一括納付報奨金につきましては実績により追加をお願いしております。

次に、13節、委託料でございます。処理場維持管理業務委託料につきましては、処理場の汚泥の量が流入量の増加によりまして委託料が不足しておりますので、汚泥の搬出及び処分料として追加をお願いしております。

次に、下水道台帳整備委託料、OAシステム作成委託料、設計委託料につきましては、入札減の更正をお願いしております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、宝満川上流流域下水道負担金が福岡県で確定いたしましたので、確定額に合わせまして更正をお願いしております。

25節、積立金でございます。下水道基金積立金につきましては、受益者負担金の実績によりまして追加をお願いしております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2款2項1目、汚水処理施設事業費でございます。13節、委託料につきましては、汚水処理施設維持管理委託料の入札減の分を更正をお願いしております。

25節の積立金でございますが、汚水処理施設分の下水道基金積立金でございます。汚水処理施設会計のほうの余剰金について積み立てをお願いしているということで、追加をお願いしております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3款1項2目、利子、23節、償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、長期債利子の金額が確定いたしましたので更正をお願いしております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

4款1項1目、一般会計繰出金でございます。これにつきましては、歳入の方で申し上げました宝満川上流流域下水道負担金過年度返還金2,810,590円の県からの返還金を一般会計

の方に繰り出すために追加をお願いしております。

以上、補足説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、報告第1号 基山町土地開発公社の業務報告についての説明を企画課長お願いいたします。企画課長。

企画課長（小野龍雄君）（登壇）

では、基山町土地開発公社業務についての報告をさせていただきます。

まずそれでは、1ページのほうをお願いいたします。

平成19年度基山町土地開発公社補正予算（第1号）でございます。

収益的収入及び支出ですが、収入につきましては預金利息を9千円増額いたしております。また、支出では150千円の増額をいたしております。この内容は、工事費の増額であります。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入、支出とも変更はございません。

次の3ページ、4ページ、5ページにつきましては、ただいまの説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお願いいたします。

平成19年度基山町土地開発公社予定損益計算書であります。

販売費及び一般管理費の1,405,859円は、人件費及び諸経費でございます。当期損失として1,395,859円を計上いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

平成20年3月31日現在における平成19年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部で、公有用地の119,026,983円は図書館等の用地でございます。また、普通預金、定期預金でございます。

次に、負債及び資本の部といたしまして、長期借入金が80,214千円となっており、前期繰越準備金46,693,626円から今年度の損益1,395,859円を差し引いた残りの準備金は45,297,767円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

平成19年度基山町土地開発公社資金計画の変更につきましてでございます。

内容といたしましては、支払い資金として1,766,822円と変更したため、差し引き7,720,168円となっております。

次に、9ページですけれども、平成20年度基山町土地開発公社事業計画でございます。

用地の買収予定はありませんので、0となっております。用地の売却予定についても予定はいたしておりませんので、0となっております。

次に、10ページですけれども、平成20年度基山町土地開発公社会計予算でございます。

収益的収入及び支出でございます。収入の部では10千円となっておりますが、これは利息の事業外収益でございます。また、収入の部の1,168,859円は販売費及び一般管理費でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部ですが、今年度事業を予定しておりませんので、収入は0でございます。支出は360,963円となっており、これは支払い利息でございます。

次の12、13、14ページにつきましては、ただいまの説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、15ページでございます。

これは平成20年度の予定損益計算書でございますが、事業外収益は預金利息となっております。

次に、販売費及び一般管理費が1,168,859円は、人件費及び諸経費でございます。

事業収益に事業外損益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を引いた当期損益は、1,158,859円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

平成21年3月31日現在における平成20年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、公有用地119,387,946円は図書館等の用地であります。

次に、負債の部といたしまして、長期借入金の80,214千円は町土地開発公社基金からの借入金でございます。

前年度繰越準備金45,297,767円から当期損失額の1,158,859円を差し引きました準備金は、

44,138,908円となっております。

次に、17ページでございます。

平成20年度基山町土地開発公社資金計画でございます。

内容としましては、受け入れ資金として9,087,990円、支払い資金は1,529,822円で、差し引き7,558,168円となっております。

以上をもちまして平成19年度、平成20年度における基山町土地開発公社の業務報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で基山町土地開発公社の業務報告についての説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

～午後1時24分 休憩～

～午後1時25分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより第11号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてに対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第11号議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第11号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第11号議案は原案どおり可決しました。

日程第26 第21号議案

次に、日程第26．第21号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

追加議案の提案理由の説明をさせていただきます。

第21号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、国民健康保険法及び地方税法の一部改正に伴い、基山町国民健康保険条例を改正する必要があるため御提案いたしております。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

提案理由の説明が終わりましたので、住民課長の補足説明を求めます。住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

第21号議案 基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

追加資料の新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正でございますが、主なものといたしましては、まず後期高齢者医療制度の施行に伴いまして国保税に新たに後期高齢者支援金が新たに賦課されることとなります。また、国民健康保険運営が厳しい中、医療費の増加及び後期高齢者医療制度の施行によります被保険者数の減等に伴いまして、国保税の医療分及び介護分についても賦課額等を改正するものでございます。また、地方税法の改正によりまして、国民健康保険税を年金から天引きいたします特別徴収が始まりますので、必要条文を追加いたしております。また、後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療被保険者に対する葬祭費が当該広域連合において30千円と制定されましたので、被保険者への葬祭費の給付の均衡を図るため改正案を提案いたしております。

それでは、追加資料の新旧対照表によりまして御説明をいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

第5条葬祭費でございますが、20千円を30千円への改正をお願いするものでございます。

また、第2項を新たに設けまして、国保以外の健康保険法や船員保険法等から葬祭費に相当

する支給があった場合には国保の葬祭費は支給しない条項を追加をいたしております。

次に、第6条でございます。第6条の保健事業でございますが、健診事業といたしまして特定健康診査等が保険者に義務づけられましたので、条文の整備を行っております。

次に、第8条でございますが、後期高齢者医療制度の施行に伴います後期高齢者支援金等に充てるために、後期高齢者支援金等課税額を追加する条項を第3項に設け、現行の3項を第4項に繰り下げております。

2ページをお願いいたします。

第9条の所得割でございますが、所得割の課税率を100分の10から100分の8.9への改正をお願いをいたしております。

3ページをお願いいたします。

第10条の被保険者均等割額を1人につき26,300円から27千円に、第11条におきまして世帯別平等割額を1世帯につき34,200円から34千円への改正をお願いしているところでございます。

次に、改正後の第12条から第14条でございますが、後期高齢者支援金等課税額を新たに設けております。第12条の所得割額が100分の1.7で、第13条の被保険者均等割額を1人につき5,300円に、第14条の世帯別平等割額を1世帯につき6,600円としております。この新しい3条を加えましたので、現行の第12条から第15条をそれぞれ3条ずつ繰り下げております。

改正後の条例の第15条から第17条につきましては介護納付金の課税分でございますが、第15条の所得割額でございますが、所得割の課税率を100分の2.0から100分の2.4に、第16条の被保険者均等割額を1人につき8,300円から8,600円に、第17条におきまして世帯別平等割額を1世帯につき4,800円から5,000円に改正をお願いをいたしております。

次に、第19条に、新たに徴収の方法といたしまして特別徴収と普通徴収による徴収ということで、新たな条項を規定をいたしております。このため、現行の第16条と第17条をそれぞれ4条繰り下げております。

また、改正後の第20条の納期につきましては、普通徴収の納期であることの条文整備を行っております。

5ページをお願いいたします。

第22条から第28条につきましては、特別徴収に関する条文を新たに設けまして、年金からの国保税を天引きする特別徴収を実施することとしております。新たに22条から第28条が加わりましたので、7ページからの現行の第18条以降の条文につきましてはそれぞれ11条ずつ

の繰り下げを行っております。

8ページをお願いいたします。

改正後の条例の第31条でございますが、国民健康保険税の減額でございますが、これにつきましては改正後の第10条及び第11条の医療分と第13条及び第14条の後期高齢者支援金分並びに第16条及び第17条の介護分の税額の改正に伴いまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額を減額する額を改正しております。第31条の第1号が7割減額を、第2号が5割減額を、9ページの第3号が2割減額を行う規定の改正をお願いいたしております。

10ページをお願いいたします。

附則の第4項以降の改正につきましては、条例、条項が改正になっておりますので、それに伴います条文の整備を行っております。

今回の改正に伴います施行日につきましては、一部の改正を除き平成20年4月1日といたしております。

国民健康保険条例の一部改正につきましては以上でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

ありがとうございました。

本日の会議は、以上をもちまして散会いたします。

～午後1時37分 散会～